

令和五年十一月十五日提出  
質問第五〇号

国際保健規則改正とパンデミック条約に関する質問主意書

提出者 原口一博

## 国際保健規則改正とパンデミック条約に関する質問主意書

世界保健機関（以下「WHO」という。）は、疾病の国際的伝播を最大限防止することを目的とした国際保健規則（以下「IHR」という。）を定めている。各国の新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、WHOの強化を含め、世界の健康危機への対応能力の構築・強化に関し、WHOにおいて、WHO加盟国間で議論が行われた結果、現在のIHR（二〇〇五）を改正するための議論を行うとともに、パンデミックの予防、備え及び対応に関するWHOの新たな法的文書（WHOCA + WHO convention, agreement or other international instrument on pandemic prevention, preparedness and response）（以下「パンデミック条約」という。）の作成に向けた交渉が行われ、来年五月の第七十七回WHO総会での提出及び採択を目指して、同時並行で作業が進められている。WHOのIHR改正やパンデミック条約に関するウェブサイトにおいては、本年二月のIHRの改正内容に関する各国の意見を逐条的にまとめた修正案（以下「改正草案」という。）と本年六月の第五回政府間交渉再開会議の資料としてパンデミック条約の事務局案（以下「事務局案」という。）が示されたと理解している。

一 今般のIHR改正とパンデミック条約について、政府の見解を示されたい。

二 改正草案や事務局案に示された内容は、改正後のIHRやパンデミック条約の内容とほぼ変わらないものなのか、それとも今後の政府間協議等により大きく変更される可能性を含むものなのか、政府の見解を示されたい。

三 改正草案には、IHR第三条にあるIHRの実施に当たって「人間の尊厳、人権及び基本的自由を完全に尊重」することを削除する旨の改正内容が含まれているように思われる。このような改正内容はIHRの実施に当たって人間の尊厳等を尊重しなくてもよいかのように理解される可能性が生じるリスクがあるように思われるが、他の条項でIHRの実施について人間の尊厳等が尊重されるような規定が設けられるのか。IHRの実施に人間の尊厳等が尊重されないことなどあってはならないと考えるが、この改正内容についての政府の見解を示されたい。

四 改正草案の内容がIHRの改正に反映された場合、WHO加盟国の主権を侵害するのでWHOから脱退すべきであるとの指摘がある。IHRの改正により、WHO加盟国の主権を侵害するような事態は生じうるのか、政府の見解を示されたい。

五 パンデミック条約には、ワクチン接種による健康被害を受けた方に対する救済を制限する条項が盛り込

まれるとの指摘がある。パンデミック条約が発効した場合において、我が国で実施されている予防接種健康被害救済制度による健康被害を受けた方に対する救済が後退することなどあつてはならないと考えるが、政府の見解を示されたい。

六 WHOの運営に要する費用について、製薬企業からの寄付等が大半を占めていることから、WHOの運営に当たっては製薬企業の意向を無視することができないとの指摘がある。WHOの財政状況について、民間からの寄付等が中心なのか、また、WHOの運営は製薬企業の意向に沿ったものとなっているのか、政府の見解を示されたい。

七 今般のIHR改正やパンデミック条約については、SNS等において様々な指摘があることを政府は把握しているか。誤った情報に国民が惑わされることのないよう、政府は適時適切に情報を公表すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。